

令和7年度第2回福島県総合計画審議会土地水対策部会 審議概要

1 福島県水源地域保全条例（案）について（質疑）

藤田委員	・外国人が複数の法人を設立し、各法人が制限面積未満の土地を取得する場合にどう対応するか。 ・売主が土地を制限面積未満に分割して販売することで、規制が形骸化するのではないか。 ・親族やダミー会社名義を利用して分割取得した場合など、土地所有の実態が不透明になることへの対応は。
事務局	・売主に迅速な届出を促し、まずは情報の把握に努める。水源地域で不適切な開発が判明した場合は、関係部局と連携して立ち入り調査等で対応する。分割取得などについては、今後の運用で対応を検討していく。
岩崎委員	・規制回避対策として分割自体を把握する仕組みが必要ではないか。買い手が誰であるかに関わらず、重要な水源地域での土地分割に対し、県がどう把握できるかという視点も必要。
事務局	・現時点で分割を防ぐ手段はないが、県民からの届出により情報をいち早く把握することが重要。事態が散見されるようであれば、改めて検討する。
丹治委員	・資料2ページ目や3ページ目にある「水源涵養機能を持つ森林の区域」という表現について、「森林」には元々水源涵養機能があるため、「水源涵養機能の高い森林の区域」など、より適切な表現へ修正を検討してほしい。 ・「対象区域が広すぎる」という意見に対する県の考えのうち「面積要件を設けることで対象は限定されるものとする」という表現は不要ではないか。
事務局	・「森林のうち特に水源涵養機能が高い森林の区域」のみを指定する考えではないので、指摘のあった表現については検討する。 ・対象区域の選定に関する県の考えを記載しているので、指摘のあった表現については検討する。
村上委員	・条例案第9条第4項「立ち入り調査及び質問の権限が犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」という規定は唐突に感じる。条例でこのような表現は一般的か。
事務局	・行政による立ち入り調査であることを明確にするための表現。他条例でも同様の規定がある。

安田代理	・ 第 13 条にある「市町村が定める水源地域を保全するための条例」は、現状存在しているのか。 ・ 今後、市町村が同様の条例を策定する場合、県の条例が優先されるのか。 ・ 市町村が同様の条例を策定する際、県へ事前相談は必要なのか。 ・ 本条例に基づく区域は、市町村の森林整備計画に位置付けられるのか。
事務局	・ 現在、県が把握している限りでは、県と同様の目的で策定された市町村条例はない。今後、市町村が独自に策定する場合、目的が同じであれば市町村の条例を優先する旨規定している。 ・ 相談があれば、県の趣旨を説明した上で調整を図る。策定範囲なども含めて調整が必要になる。 ・ 市町村と協力して区域指定を進めるが、計画への盛り込みについては市町村の判断に委ねられる。
藤田委員	・ 水源地域の問題は今後も増える傾向にある。10 年後、外国人が所有者となり、地域の環境や文化が大きく変わるのではないか。また、所有者不明のまま荒廃や不法投棄、災害に繋がることも懸念される。 ・ ニセコ町の水源問題は調査されているか。
事務局	・ この条例は委員の指摘するような懸念を踏まえ、水源地域の保全を目的として策定するもの。届出により状況を把握し、関係部局や市町村と連携しながら対応していく。 ・ 他道府県とも意見交換しながら進めてきた。本条例は届出による把握を第一とし、不適切な運用が確認された場合は立ち入り調査等で対応する。実効性を確保するため、関係部局との連携を想定している。
村上委員	・ 条例成立後、所有者などへの周知はどのように行うか。
事務局	・ まずは市町村への周知を優先し、不動産取引の現場に近い関係者への周知を考えている。
小松代理	・ 資料 1 の 4 ページにある「助言・勧告の内容や基準」を定める事務処理要領は、条例施行日の来年 2 月 1 日までに策定される見込みか。 ・ 市町村への説明会等では、この事務処理要領の内容を共有しないのか。県が立入調査を行うにあたり、市町村は知らなくても良いという考えか。
事務局	・ 条例施行日の 2 月 1 日までに作成する予定である。 ・ 現時点では市町村と共有することは想定していなかった。しかし、市町村と連携して対応していく必要があるため、改めて検討する。

2 福島県土地利用基本計画一部変更（案）について（質疑）

丹治委員	・資料5の計画期間が9年間となっているが、一般的な5年や10年ではなく、9年となっている理由を知りたい。 ・地区別の面積で森林地域が約99万ヘクタールとなっているが、福島県森林・林業統計書などの統計上の森林面積は約97万ヘクタールと異なっている。この差異が生じる理由を教えてください。
事務局	・県の総合計画の最終年度と合わせるためである。 ・1ヘクタール以上の変更があった場合にのみシステムに反映される。面積が小さい変更が反映されないことによる積み重ねが、この差異となっている。
村上委員	・計画期間9年間について、中間見直しなどは含まれているのか。
事務局	・現時点で具体的な時期は検討していない。基本的には9年間の計画期間とする。
小松代理	・今回の変更には、昨年の9月や12月に開発が完了した太陽光発電案件が含まれている。土地利用計画の変更は年に1回行われるものなのか。
事務局	・年1回と決まっているわけではない。地域森林計画の変更時期である12月頃に合わせることが多い。
小松代理	・太陽光発電による森林減少が懸念されるが、現状の変更手続きは現況を追認するだけになっている。このような開発について議論する場はどこにあるのか。
事務局	・森林地域での開発は、まず森林審議会内の森林保全部会で議論され、認められている。土地利用基本計画は全体の総合調整を行う役割であり、特定の開発を取り上げて議論するのは難しい面がある。
森林保全課主幹	・森林法上、太陽光発電であるかに関わらず、開発許可申請の内容が適当であれば許可しなければならない。
小松代理	・現行法制上の見解を踏まえれば、開発は認めざるを得ないのは理解できる。しかし、この部会や総合計画審議会が現状を追認するだけの場になっているのは如何なものか。

事務局	・この部会は国土利用計画法に基づく審議会であり、計画間の調整が主な役割である。 ・太陽光発電による森林地域の減少を懸念する意見があったが、この20年間で森林面積はそれほど大きく減ってはいない。植林による増加分もあり、全体としてのバランスで議論することが必要である。
村上委員	・土地利用基本計画一部変更案については、説明どおりに了承とする。